

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年7月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 12件

厚生年金保険関係 12件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300146号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400012号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を14万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 14 万 1,393 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 14 万 1,393 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 14 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300182号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400013号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を16万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 16 万 3,391 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 16 万 3,391 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 16 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300184号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400014号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を11万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 11 万 3,498 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 11 万 3,498 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 11 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300214号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400015号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を14万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 14 万 5,000 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 14 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 14 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300218号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400016号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を11万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 11 万 1,925 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 11 万 1,925 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 11 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300251号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400017号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を19万8,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 19 万 8,443 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 19 万 8,443 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 19 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300252号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400018号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を14万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 14 万 6,428 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 14 万 6,428 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 14 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300254号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400019号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を20万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 20 万 4,100 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 20 万 4,100 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 20 万 4,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300257号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400020号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 17 万 4,001 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 17 万 4,001 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 17 万 4,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400006号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400021号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月10日の標準賞与額を25万円、令和3年6月10日の標準賞与額を25万円、令和3年12月10日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

令和2年12月10日、令和3年6月10日及び令和3年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月10日、令和3年6月10日及び令和3年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年12月10日
② 令和3年6月10日
③ 令和3年12月10日

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する令和2年及び令和3年に係る源泉徴収簿、B市が保管する給与支払報告書によると、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から、いずれも25万円の賞与の支払を受け、各賞与から25万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400007号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400022号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月10日の標準賞与額を10万円、令和3年6月10日の標準賞与額を10万円、令和3年12月10日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和2年12月10日、令和3年6月10日及び令和3年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月10日、令和3年6月10日及び令和3年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年12月10日
② 令和3年6月10日
③ 令和3年12月10日

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する令和2年及び令和3年に係る源泉徴収簿、B市が保管する給与支払報告書によると、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から、いずれも10万円の賞与の支払を受け、各賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400008号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400023号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月10日の標準賞与額を10万円、令和3年6月10日の標準賞与額を10万円、令和3年12月10日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和2年12月10日、令和3年6月10日及び令和3年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月10日、令和3年6月10日及び令和3年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年12月10日
② 令和3年6月10日
③ 令和3年12月10日

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する令和2年及び令和3年に係る源泉徴収簿、B市が保管する給与支払報告書によると、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から、いずれも10万円の賞与の支払を受け、各賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。